

工事請負契約に係る現場代理人取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三田市工事請負契約書第11条に規定する現場代理人の資格要件並びに工事現場への常駐義務及びその緩和措置に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 現場代理人は、入札参加申請日（指名競争に付する場合にあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）以前に、受注者（共同企業体の施工による請負工事にあつては代表者となる企業等）と3月以上の直接的雇用関係にある者でなければならない。

(常駐義務)

第3条 現場代理人は、受注者の代理人として、工事現場の運営、取締り等を適正に行う必要があるため、当該工事のみを担当し、当該工事に係る打合せ又は資材購入等のため一時的に現場を離れる場合を除き、作業期間中工事現場に常駐していなければならない。

(常駐を要しない期間等)

第4条 現場代理人は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる期間においては、当該工事現場への常駐を要しないものとする。この場合において、第6条の規定による場合を除き、他の工事の現場代理人を兼任することはできないものとする。

- (1) 契約締結後から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。）
- (2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事の施工を全面的に一時中止している期間（天候不良等による短期間の中止期間を除く。）
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成届提出後から検査までの期間

2 前項後段の規定にかかわらず、同項第2号又は第3号に掲げる期間においては、当該工事の現場代理人は、他の工事の現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、前項第3号に該当するものについて、現場代理人と主任技術者等（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条に規定す

る主任技術者若しくは監理技術者又は法第26条の2に規定する専門技術者をいう。以下同じ。)を兼ねている者は除く。

3 第1項第3号の工場製作のみが行われている期間において、受注者は、工場製作過程における品質管理、安全管理等に関して責任の持てる施工体制を確保しなければならない。

4 第1項各号に掲げる期間は、工事ごとに設計図書又は工事打合せ書その他の図面により明示するものとする。

(兼任を認める対象工事の要件)

第5条 工事請負契約を締結する際、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、現場代理人を2件まで兼任させることができる。ただし、工事担当課が安全管理上の理由により兼任を認めることが適当でない判断した場合は、これを認めないものとする。

(1) 三田市(水道事業及び三田市民病院を含む。)発注の工事であること。

(2) 工事場所が三田市内であること。

(3) 同一の現場代理人が兼任する工事における兼任しようとする時点での請負金額の合計が3,500万円を超えないこと。

2 前項ただし書の規定を適用する場合は、特記仕様書等において、現場代理人の兼任を認めない旨を明示するものとする。

(兼任を認める現場代理人の要件)

第6条 前条の兼任を認める対象工事において、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、現場代理人の兼任を認めるものとする。

(1) 既に契約を締結している工事で現場代理人の兼任をしていないこと。

(2) 携帯電話等にて工事担当課との連絡体制が確保されていること。

(3) 兼任する工事のいずれかに常駐していること。

(4) 必要に応じて現場代理人の代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営及び取締りに支障を生じさせないこと。

2 法第7条第1項第2号における専任技術者(営業所における専任技術者)については、前条各号の要件にかかわらず、現場代理人として配置できる工事件数は、1件のみとする。

3 第1項の規定により現場代理人を兼任している者は、第4条第2項に定める場合を除き、兼任している期間中に兼任している工事2件以外の工事の主任技術者

等の任に当たることはできないものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、受注者が同項各号に掲げる要件に反し、工事の安全確保が図られていない又は履行遅滞を生じるおそれがある等の理由により、当該請負契約の適正な履行が確保されないと認められる場合は、兼任を解除し、新たに現場代理人の選任を求める等の必要な措置を講じるものとする。

(兼任等の手続)

第7条 受注者は、前2条の規定により現場代理人を兼任しようとする場合は、契約締結時に現場代理人兼任届を契約検査担当課に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年11月1日から施行する。
(三田市工事請負に係る入札契約事務運用基準の廃止)
- 2 三田市工事請負に係る入札契約事務運用基準(平成21年12月1日施行)は、廃止する。